

まず、今定例会の日程でございますが、市長から提案されている議案は、条例の一部改正等十八議案であり、ほかに一般質問の通告については、七名の議員から提出されておりあります。

日程の順序につきましては、原則にない一般質問を最初にお願ひし、その後に専決や令の報告、条例、補正予算等お手元に御配付の日程表の順序で編成いたしました。

なお、市長から選挙後における最初の議会であり、特に発言の申し出がありましたので、この報告の次にお願ひすることといたしました。

また、各議案の取り扱いでございますが、日程第七と日程第八の税条例及び日程第九と日程第十二の補正予算につきましては、お手元の付託表のとおり各委員会に付託し、その他の議案につきましては、慎重に審査の上、即決を願うことといたしました。

次に、会期でございますが、一般質問、議案の審議時間等検討の結果、本日と明日の二日間本会議をお願いし、委員会における審議期間等を合わせて二十一日を最終日とする十日間を決定いたしました。

なお、全員協議会につきましては、理事者側の申し入れもあり、議会側としても協議事項がありますので、本日の一般質問に入る前にお願いすることといたしました。

以上でございますが、本定例会が円滑に運営されますようお願いいたします。

議長（田村市郎君） 以上で委員長長の報告は終わりました。
お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり、六月十二日から六月二十一日までの十日間と決定したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって会期は十日間と決定いたしました。

議長（田村市郎君） この際、市長から二期目の就任に当たって特に

発言を求められておりますので、これを許します。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) お許しをいただきまして就任のあいさつをさせていただけます。

本日は、昭和五十九年第二回定例議会を開催いただきました。議員各位におかれましては、御多用中のところ、御出席を賜りありがとうございます。どうもありがとうございます。

なお、貴重な時間を拝借させていただきまして、ごあいさつを申し上げる機会をお許しいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、さきの市長選挙におきまして、議員各位、そして市民皆さん方の力強い御支援と御協力を賜り、再選を果たし、五月二十一日より引き続き市政を担当させていただくことになりました。心から厚く御礼申し上げる次第であります。大変にありがとうございます。

私は、過去四年間市政を運営してまいりましたが、二期目におきまして、市政に対する基本的な考え方は何ら変わるものではございません。

ここ数年来、国の財政状況は以然として低迷を続けており、当市の財政運営も大変厳しいものがありますが、市にとりましてやらなければならない事務事業が山積しております。都市基盤の整備や機構改革など市民の皆さんにお約束した諸事業を計画的かつ効率的に行い、豊かな福生市づくりに邁進していきたいと思います。

二期目に当たり、過去四年間無我夢中で東奔西走してまいりました、貴重な体験を糧として決意も新たに、福生市発展のため最大限の努力をし、市民の付託にこたえる覚悟でございますので、何とぞ旧の御指導と御協力を心からお願い申し上げます。

このたびの定例会におきましては、専決処分の報告、条例案等合わせて十八案件を上程申し上げました。何とぞ慎重なる御審議をいただきます。御議決を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつとかがえます。大変にありがとうございます。

○議長(田村市郎君) 以上で市長の就任あいさつは終わります。暫時休憩いたします。

午前十時十二分

休憩

午前十一時十分

開議

○議長（田村市郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告事項がありますので、事務局長をして報告をいただきます。

（森田議会事務局局長報告）

一、追加議案の送付について（別添参照）

○議長（田村市郎君） 以上で報告は終わりました。

○議長（田村市郎君） ただいま報告された二議案の取り扱いについては、

議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 宮沢良一君登壇）

○議会運営委員長（宮沢良一君） 御指名でございますので、先ほど全

員協議会終了後に開きました議会運営委員会について報告いたします。ただいま局長から報告した追加議案二件の取り扱いですが、いずれも急施を要する議案でありますので、本日の日程に追加し、先議することとし、慎重に審査の上、即決することと議会運営委員会としては決定いたしましたので、御報告いたします。

○議長（田村市郎君） 以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

新たに提出された二議案を本日の日程に追加し、先議したいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって、新たに提出された二議案を本日の日程に追加し、先議することに決定いたしました。

○議長（田村市郎君） 追加日程第一 議案第四十六号 福生市議会の議員の昭和五十九年六月期期末手当の支給割合を定める条例

を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君 登壇)

○ 助 役 (古谷徳男君) 最初に、追加議案を御送付申し上げましたと

ころ、先議をさせていただきましたことを厚く御礼申し上げます。

それでは、御指名でございますので、議案第四十六号 福生市議

会の議員の昭和五十九年六月期期末手当の支給割合を定める条例

につきまして御説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、お手元に記載のとおり、期末手当の支

給割合を定めようとするものでございまして、条例本文におきましては、

一条におきまして趣旨をうたい、二条におきまして支給割合を百分の百

五十八とすると、そういうことでございます。

附則といたしましては、公布の日から施行いたしたい。

以上、簡単でございますけれども説明を終わらせていただきます。慎

重御審議をいただきまして原案を御可決くださいますようお願いを申

し上げます。

○ 議 長 (田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議 長 (田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第四十六号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議 長 (田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって、議案第四十六

号は原案のとおり可決されました。

○ 議 長 (田村市郎君) 追加日程第二 議案第四十七号 福生市の一

般職の議員の昭和五十九年六月期期末手当の支給割合を定め

る条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君及登壇)

○助役(古谷徳男君) 御指名でございますので、議案第四十七号について御説明を申し上げます。

福生市の一般職の職員の昭和五十九年六月期期末手当の支給割合を定める条例につきまして御提案を申し上げます。ご意見を申し上げますけれども、提案理由といたしましては、前議案と同じく職員に対しての期末手当の支給割合を定めようとするものでございまして、条例本文におきましては、第一条で趣旨をうたっておりますわけでございます。二条におきまして支給割合を百分の百五十八とする、以上でございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたしたい。

大変簡単でございますけれども、慎重御審議をいただきまして、原案を御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十三番(小野沢 久君) 字句の関係についてひとつお尋ねをしたいんです。

けれども、支給条例のいまの十一条の二で、確かに別に定めるわけでございますけれども、その二では、期末手当の額は、それぞれ基準日現在において職員が受けるべき給料及び扶養手当並びにこれに対する調整手当の月額、それに住居手当の月額を加えた額にその時期の社会経済情勢及び他の地方公共団体の支給額を考慮に……とあるわけでありまして、勤勉手当について、この後の十一条の三で、やはりこれも二項で、勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料の月額とこれに対する調整手当の月額の合計に任命権者が別に定める基準によって割合を乗じる額となっているわけですが。

この段階を見ますと、期末手当については、給料、扶養手当そして調整手当、住居手当の合計、勤勉手当については、給料と調整手当の月額というふうに計算のベースになる基礎が違うわけですから、この勤勉

手当が十一條、三條の二項の中の後段の方で、丸の後に、この場合において任命権者が支給する勤勉手当の総額は、その者に所属する前項の職員のもそれぞれの基準日現在における給料等の月額、ここに「等」が入っているの、一括して期末手当と同じ給料、扶養手当、それに調整手当、住宅手当の合計を一括した率で計算をすると思ふんですけれども、この勤勉手当の二項だけを見ましても、前段と後段とは大分ニュアンスが違っておりまして、何度考えてもこれはなかなか理解できないのでありますので、この辺の説明をしていただきたいと思ふんです。

○総務部長（浅見裕康君） 御答弁申し上げます。

ただいま御指摘をいただきました十一條の三の勤勉手当の規定でございまして、前段と後段確かに二通りのニュアンスで条文が規定されております。そういった意味では、御指摘いただきましたように、なかなか直接的にこれを見て理解をいただくという点については、若干御指摘のとおり疑問の点が生ずるということであると思ひます。

したがって、ある意味では、第二項の前段中の中段と申しますが、具体

的に、給料の月額とこれに対する調整手当の合計額に、その後任命権者が云々というような形で描象的な表現になっておりまして、これを後段でまた明確に言い切るといふような二段階の規定になっております。したがって、そういった御指摘等をいただくということに相なろうと思ひます。今後、十分内部で検討させていただきまして、疑義の生じないような条文に可及的速やかに改正をいたしたいと思ひます。そういうことでひとつ御了解を賜りたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（田村市郎君） ほかにございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） なければ以上で質疑を終わります。

これより議案第四十七号について採決いたします。

お諮りいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十七

号は、原案のとおり可決されました。

○議長（田村市郎君） 日程第三 一般質問を行います。

一般質問については、すでに通告されておりますので、通告の順に従い発言を許します。十八番 堀川 實君。

（十八番 堀川 實君登壇）

○十八番（堀川 實君） 御指名によりまして一般質問をさせていただきます。

（会議規則第八十六条の規定によりまして、貴重な時間をいただき私の一般質問をさせていただくわけですが、まず第一点は、中学校給食について。

二点目には、屋内、屋外のゲートボール場の整備、増設計画について。

三点目には、スポーツボランティア保険制度への加入と、スポーツレクリエーシ

ョン保険制度への考え方について。

第四点目に、福生駅東口警察派出所の設置及び歓楽街浄化、防犯のための環境整備について。

以上、四問を質問事項とさせていただきます。

まず最初に、中学校給食についてですが、社会的状況は、年を重ねるたびに不景気を増し、国民生活も低迷を来し、夫婦共働きの家庭も年を追うごとに増加をたどる状況であります。

ことし三月に集めた厚生省の調査では、五十八年国民生活実態調査でこのような報告が明らかになったことを過日の新聞に記載されておりました。その内容は、妻が働く世帯の割合は、二年前よりも三割ふえました。家計を助けるために働く、出る主婦像が浮かび上がっているわけであり、また、したがって、妻が働く世帯は三世帯に一世帯の割合で、その目的は、半数以上が家計の補助となっております。働く両親や、また生徒にとつては、中学校の完全給食の早期実施に大きな期待をしております。

私も、昨年、時の進展とともに、学校教育に必要不可欠であるという点から、中学校給食問題について一般質問をさせていただき、はや一年になったわけであり、そのときの答弁に、「教育委員会としては、中学校給食問題についての基本姿勢は、実施に向けて努力をするが、その時期については慎重に取り組む必要があるためしばらくの時間をください」という

答弁でございました。その後検討協議会が進められたと思いますが、その経過についてお聞かせくださるようお願いいたします。

第二点目に、屋内屋外用のゲートボールグラウンド場の整備及び増設計画についてお尋ねしたいと思います。

総理府統計局が今年三月の発表によると、高齢人口六十五歳以上のお年寄りが前年より三十六万人ふえて、一千六百七十七万人という高齢人口の総人口に占める割合は、九・八％になりました。高齢化社会の目安となる二けたに近づきつつあるわけであります。したがって、多くのお年寄りが健康にして長生きしていただくための願いは、私たち後輩の共通するところであります。

お年寄りの健康管理は、日ごろ軽い運動からとよく言われます。また最近、軽い運動の一つとして、多くのお年寄りたちがゲートボールを愛好され、いま全国的なブームで、その愛好者の数が四百万あるいは五百万と言われているとあります。当市においても、六十五歳以上のお年寄りは約三千人いらっしゃると思います。その一割前後のお年寄りの方がゲートボールを楽しんでいるわけ

であります。

その施設、そのグラウンドが、当市においては十一カ所、十三面ということになります。しかしながら、実際に使用できないような所が多々あるわけで、プレーする人たちにとっては大変困っている状況であります。現在、市内の愛好者の数から言っても、ゲートボール場が足りる数ではありません。お年寄りの健康と生きがいを考えるときに、この健康スポーツ―ゲートボール場の増設は、今後の高齢化社会に向かって、市として発展的に考えるべきだと思いうわけであります。まず、その点が一つ。

それから、発展的に考える一つとしては、各地域、町内会別に、ひとつ理想として増設を計画していただきたいと思うっております。

そして、二つとして、三百六十五日プレーができれば全天候型の開閉屋根つきのゲートボール場の建設計画はどうかです。雨や雪でも、そして悪い天候にも関係なくプレーを楽しんでいただこうと、屋内ゲートボール場建設計画でございます。鉄骨平屋建てで、屋根や壁には半透明の合成樹脂版で覆い、日光の入る大きな温室のような構造で、しかも、お年寄りの

方々の利用が多いわけですから、ボタン一つで自動操作、開閉ができるよう、また動く屋根として、雨天や雪の日は屋根を閉じ、天気のよい日には屋根を開き、涼しい外気を入れながら快適なプレーができる全天候ゲートボール場であります。

これかできますと、天候に関係なく公式試合を順次進めることが出来るわけであります。いままでのゲートボール愛好者の最大の悩みを解決するため、ぜひともこの点を考えに入れていただき、市長の、また関係者の御答弁をお聞きしたいと思います。

次に、第三点目でございます。

スポーツボランティア保険制度への加入と、スポーツレクリエーション保険制度についての考え方についてでございます。

新緑もいよいよ色濃く、生命の躍動するきようこのごろでございます。その中で、体力、健康づくりと言えは、何と言ってもスポーツをすることですが、その活動も、自分に合ったスポーツは多種多様です。そして、自己に合ったスポーツを試みるについても、そのスポーツに熟達した指導者及

びコーチによる指導が大事であり、必要とします。その熟達したコーチ、指導者は、後輩の指導、育成を生きがいとし、喜びを感じ、奉仕活動に力を入れてくれています。

そこで、私は、その奉仕活動に対して、陰ながら見守ってあげるのが行政による政策ではないかと考えている一人であります。こういったボランティアの人たちが安心して指導育成に当たっていただけるようなスポーツボランティア保険制度への加入であります。ボランティアによる少年野球を初め、各種スポーツ活動で不慮の事故が起きた場合の備えであります。スポーツボランティアそのものを対象にする、試合や練習中メンバーの死傷事故により同指導者らの損害賠償責任が生じた場合、賠償金や裁判費用などを契約した大手損害保険会社が代わりして支払うシステムであります。保険加入者を個人ではなく、各団体の代表や主なボランティアを登録しておけばよいという保険であります。そして、この保険はボランティアの活動そのものとし、自己の過失責任が臨時参加メンバーであっても保険金が支払われる、また賠償問題に発展した場合、損害保険会社

が相談にも当たるといふ制度であります。この制度の対象となる具体的な事故例としては、障害物競走でボランテアが用意した飛び箱が壊れたため、参加者が負傷したと。また、スポーツチームの合宿中メンバーが水死したとか、ボランテア責任を問われた等々、まだまだ挙げればたくさんあります。このように子供たちの健康、そしてスポーツ練磨に、後輩の指導育成に当たるボランテアの人たちに安心して指導ができるようにという配慮がらの保険です。

自費負担で実施する保険制度への加入について、ぜひお考えをお聞きしたいと思えます。

次に、スポーツ・レクリエーション保険制度についての考え方を。これまでスポーツやレクリエーション活動の場合、活動中のけがに備えて財団法人スポーツ安全協会の障害保険制度に加入しているが、ソフトボールの活動の場合は、ソフトボールの練習試合に限ってのみしか保険は適用されていなかった。したがって、幾つものサークルに加盟している個人は、それだけの団体すべてに重複して保険に入らなければならなかったわけで

あります。

ここで、私は、こういった問題の欠点を補う画期的な補償制度の保険であります。個人、団体を問わず、主市催の行事や町内会、自治会、PTA、地区委員会、スポーツ・レクリエーション団体、文化活動、サークルなど、どの団体の活動中のけがでも対象とする各種総合しての保険、補償制度への加入に対してお考えをお聞きたいと思えます。

次に、第四点目でございますが、福生駅東口に警察派出所の設置と歓楽街浄化、防犯のための環境整備についてでございます。

犯罪さ未然に防ぐために最も必要となっているのは、私たち市民の協力と関係機関の協力であると思えます。しかし、私たちの市においては、住民の転出入が多く、地域に飛び込むことができない住民も多くあります。したがって、地域ぐるみの協力はなかなかむずかしい状況が現状の状況であり、また必ずしも言っております。

しかし、現況は現況として、この福生駅東口周辺に住民の生命と財産を守る警察派出所を新設すべきであると思えますが、その計画をお尋